

特命随意契約理由書

529

件名	旧外神田住宅1・2階部分の権利関係調整業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	旧外神田住宅（以下「本建物」という。）の1・2階部分で居住や営業等を行う権利者（以下「権利者」という。）の転出に伴う所有物の売買・補償契約等の調整及び支援を行う。
選定理由	<p>本業務は、本建物の1・2階で居住や営業等を行う関係者の権利状況を整理し、低未利用区有財産となっている旧外神田住宅の有効利活用等に対応できるよう、当該関係者の転出に伴う売買・補償契約の調整支援業務を行うものである。</p> <p>資産の買取交渉、買取交渉成立後の契約手続支援業務及び円滑な移転先斡旋業務に対応できることが条件となる。</p> <p>下記業者は、昭和36年、1都3県の住宅供給公社が出資し、建設大臣の許可を経て公益法人として設立した。これまで防災機能・良好な居住整備の確保、土地の合理的利用等を図るため、公共団体と連携し「都市再開発法」による同潤会アパート（大正12年関東大震災復興住宅）の建替え等の市街地再開発事業や「密集市街地整備法」による防災街区整備事業などのまちづくりを推進しており、旧外神田住宅と同様に複雑に権利関係の入り組んだ再開発等を事務局として、権利者の生活再建や合意形成を多数行っている。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全てを満たすものが1者に限定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称 一般財団法人 首都圏不燃建築公社 住所 港区新橋四丁目6番15号
※ 契約年月日	令和2年4月1日
※ 契約金額	18,449,200 円（消費税を含む） ^{総額} ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

526

件名	旧千代田区公会堂巡回警備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	火災等施設の異常及び不審者の侵入の予防、警戒、排除、抑制を行うための巡回警備業務
選定理由	旧千代田区公会堂は、(株)千代田会館ビルディング（以下「会館」という。）との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っている。 また、建物全体に係る監視機器装置や総合防災センター及び宿直警備に従事する警備員控室等は会館内に設置されているため、警備業務については会館と一体的に実施する体制となっている。 本件業務については、複合施設の専用部分の警備業務（第三者発注）等の受託者に部分の業務を委託するものである。以上の理由から、会館警備業務を請け負っている下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 共栄セキュリティーサービス株式会社 住所 千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館内
※ 契約年月日	令和2年4月1日
※ 契約金額	963,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

520

特命随意契約理由書

件名	旧箱根千代田荘空き家管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	旧箱根千代田荘の空き家管理業務 ・機械警備及び週1回の警備員による巡回 ・目視点検等施設内部巡回月2回 ・樹木剪定・除草及び害虫駆除 ・雨水汚水槽点検・清掃 ・消防設備点検
選定理由	1. 業務開始 平成28年度(競争入札) 2. 本業務受託にあたり、施設に警備用機器類を設置し受託先の警備センターと結んで警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、また、平成31年度の他の業務の成績も良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な管理業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 東海総合警備保障㈱ 住所 伊東市玖須美元和田716-102
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,279,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田区立小学校・幼稚園用務業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	児童及び園児が良好な学校園生活を送れるように、学校園の環境を整備する。 あわせて、教職員が学校園運営を円滑に行えるよう、備品等の管理や来校園者の応対等を行う。 <履行場所> (1) お茶の水小学校及びお茶の水幼稚園 (2) 昌平小学校及び昌平幼稚園
選定理由	1 プロポーザル年度 平成 29 年度 (平成 29 年 10 月 19 日 29 千指業委第 12 号 プロポーザル方式承認 平成 30 年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 継続年数 2 年 4 評価 良好 継続 3 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 2 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 光管財株式会社 千代田支店 所在地 千代田区外神田二丁目 7 番 1 号 開花ビル 5 階
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
※ 契約金額	40,279,690 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

477

件 名	非常災害警戒勤務者の宿泊
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	年間を通じて、警戒勤務にふさわしい場所を確保する。
選 定 理 由	<p>本施設は、警戒勤務者が常時待機し、災害発生時には災害対策・危機管理課へ直ちに参集しなければならないため、区本庁舎から徒歩圏内5分以内のものとしている。その要件を満たしさらに、施設内容として、以下の条件を満たしている唯一の施設である。</p> <p>①耐震性に優れている施設で室内環境が整っている。 ②朝食付きである。 ③経費的に安価である。(年間を通して、同一料金である。) ④消防法に基づき施設に指摘・改善命令等がない。 ⑤インターネット、WI-FI が無料で使用可能である。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 京王プレッソイン 京王プレッソイン東京九段下 住 所 東京都千代田区九段北1-7-1
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 / 日
※ 契約金額	単価 円>(支払限度額 1,920,160 円) (消費税を含む)
契約期間	※単価契約のため、契約金額は支出限度額 令和2年4月1日から令和3年3月31日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	「ちよだ生涯学習カレッジ」の管理運営等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は「ちよだ生涯学習カレッジ」の運営に関して、学生募集業務及び管理運営業務を行うものである。
選定理由	<p>下記業者は、「ちよだ生涯学習カレッジ」の開校準備業務(年間カリキュラムの企画立案及び学生募集等)から「ちよだ生涯学習カレッジ」の設立、第1～4期生に係る管理運営業務(学籍管理及び授業運営等)に携わってきた。</p> <p>また、メインキャンパスである九段生涯学習館に事務局を設置し、効率的に本業務の運営・管理を行っている。</p> <p>従って、現九段生涯学習館の指定管理業務契約履行中の下記業者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められ、本体業務と密接に関連する付帯的な業務である。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 (株)小学館集英社プロダクション</p> <p>住所 東京都千代田区神田神保町 2-30</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 / 日
※ 契約金額	23,300,640 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	ちよだエコ・オフィス町内会古紙回収業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園における古紙回収の委託を行う。
選定理由	<p>エコ・オフィス町内会（以下「オフィス町内会」という）は、共同回収事業を運営する非営利団体として1991年に設立された。当時、特定非営利活動促進法（NPO法）が存在していなかったこともあり、オフィス町内会は法人とはなっていない。</p> <p>この事業は、「①古紙排出企業側は、古紙を廃棄物として処分する費用よりも安価に回収してもらうことができること。②回収会社は、古紙相場に左右されずに固定的な収入を得られるので、経営が安定すること。③オフィス町内会事務局は経費を会員からの収入で賄うことにより、活動の継続性を確保することができること。」の3つの経済性と、オフィス町内会の仕組みにより運営を継続することができ、また、環境保護といえども、関係者の経費の負担が続くような仕組みでは、長期にわたって活動を継続することはできないと考え開始されたものである。</p> <p>オフィス町内会の千代田区の事務局代理は下記事業者であり、オフィス町内会の会員として回収を行っている唯一の事業者である。また、区では、区内の環境リサイクル事業として、この活動を推進・支援している。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 新井商店</p> <p>住所 東京都足立区北加平町8-26</p>
※ 契約年月日	平成 2 年 4 月 / 日 令和
※ 契約金額	1,246,300 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
担当課	学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	音楽鑑賞教室実施に伴う楽団・独奏業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	オーケストラの生演奏を鑑賞することを通して、より一層音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。また、管弦楽の仕組みや音色の多彩さを味わうとともに、鑑賞マナーも身につける。 対象者 千代田区立小学校第6学年
選定理由	本事業は児童の情操教育活動の一環として当初は東京都と千代田区が共同で行い、平成16年度以降は区単独事業として引継いだ。業者選定にあたっては各小学校長等で組織する校長会で検討し、その結果、定期演奏会などを中心に小中学生への音楽鑑賞教室（約60回/年）や青少年への音楽普及プログラム等様々な活動を行っている下記業者が本業務の目的に適していると判断した。 以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：公益財団法人 東京都交響楽団 所在地：東京都台東区上野公園5番45号 東京文化会館内
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,609,850 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年4月14日まで
担当課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

481

件名	千代田区営淡路町高齢者住宅生活協力員業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選定理由	下記業者は、かんだ連雀の運営法人であり、特別養護老人ホームかんだ連雀及び高齢者あんしんセンター神田の運営法人である。また、本高齢者住宅は、かんだ連雀に近接している。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、きめ細やかで迅速な対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 社会福祉法人 多摩同胞会 住所 東京都府中市武蔵台1丁目10番地
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 / 日
※ 契約金額	総価、3,618,600 円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

481

件名	千代田区営淡路町高齢者住宅生活協力員業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選定理由	下記業者は、かんだ連雀の運営法人であり、特別養護老人ホームかんだ連雀及び高齢者あんしんセンター神田の運営法人である。また、本高齢者住宅は、かんだ連雀に近接している。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、きめ細やかで迅速な対応が可能となる。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 社会福祉法人 多摩同胞会 住所 東京都府中市武蔵台1丁目10番地
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 / 日
※ 契約金額	総価、3,618,600 円 (消費税を含む) ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	障害者アート（ポコラート）世界展 2020 延期に伴う調整・準備業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所	
概要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が決定したことに伴い、大会日程にあわせて開催を予定していた、障害者アート（ポコラート）世界展 2020 を来年度開催するため、実施にむけての調整・準備を行う。
選定理由	<p>下記事業者は、文化芸術活動拠点である「アーツ千代田 3331」の第 2 期運営団体に選定され、当施設において障害者アート支援事業として、これまで 9 回にわたりポコラート全国公募展を区と共催してきた。</p> <p>これを踏まえ、令和元年度に、当施設での障害者アート（ポコラート）世界展 2020 実施に向けた、展示作家・作品の選定等の事前調査を受託し実施した。</p> <p>来年度、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の新たな大会日程にあわせて本事業を実施するため、昨年度の事前調査に基づいた、展示作家等との調整、広報等の事前準備業務が可能な事業者は、下記事業者をおいて他にない。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 合同会社コマンドA</p> <p>住所 千代田区外神田 6-11-14</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,000,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日
担当課	文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	日曜青年教室 プログラム企画・運営業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	知的障害がある青年や成人を対象に、その適正能力に合わせ、生涯学習としてより幅広い分野についてのプログラムを展開して、社会的適応力を伸ばすことにより、充実した人生を送れるように援助する。
選定理由	<p>本事業の会場は、受講生の安全性・利便性を優先考慮し、永年にわたり九段生涯学習館を主として活動している。下記業者は、当該施設の指定管理者であり、現在、施設の管理業務契約を履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる。また、本業務は、本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、区との連携が図りやすく、効率的効果的に運営することができる。</p> <p>さらに、下記業者は、区指定事業である生涯学習分野の講座、講習会や障害者の文化事業も行っており、その講座企画力は本事業にも有効である。</p> <p>なお、下記事業者は、「日曜青年教室 プログラム企画・運営業務」(契約日令和2年4月1日)を受託した事業者であり、その業績評価は良好である。</p> <p>以上の理由により、引き続き契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 小学館集英社プロダクション</p> <p>住所 千代田区神田神保町 2-30</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,969,250円 (消費税を含む)
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課 管理係
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	特別定額給付金にかかるシステム開発及び申請書等作成業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)を受けて、千代田区においても特別定額給付金事業を実施することが決定した。感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、対応するシステムを総合住民サービスシステムの一機能として追加する。
選定理由	本件は、基準日に住民基本台帳に記録されている区民を抽出して、申請書類の作成を行うものである。住民基本台帳を管理している総合住民サービスシステムに、特別定額給付金事業に対応できるようにシステム開発をし、運用保守を行うことで、事務を効率的に行う必要がある。既存の電算システムの改修であるため、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行すると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 電算 住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 27 日
※ 契約金額	14,228,500 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日 から 令和2年10月31日 まで
担当課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	営繕積算システム賃貸借
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他（賃貸借）</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	23区で統一した工事経費を算出し、23区内での工事経費積算額の不均衡を無くすとともに、積算業務の合理化・省力化を図るため、営繕積算システム（「RIBC2」）をライセンスの貸与と新年度単価等のデータ購入を行う。
選定理由	1 導入年度 平成20年度 営繕工事経費積算は、東京都財務局で示される工事積算単価及び仕様を使用して積算するものであり、下記の事業者がシステムを開発し提供している。このため、システム開発、統一データ提供など全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由から、下記事業者を契約相手方として指定する。
契約の相手方	名称 一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 住所 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル5階
※ 契約年月日	令和 2年 4月 / 日
※ 契約金額	897,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和2年 4月 1日から 令和3年 3月 31日
担当課	施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

710

件名	個別5システムの先行開発・構築業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	個人番号利用事務を扱う、課税資料イメージ管理システム、公営住宅管理システム、子ども・子育て支援システム、児童家庭相談支援システム、障害者福祉システムの個別5システムについては、区民サービスの観点から業務改善、運用面での千代田区情報セキュリティポリシーの準拠が急務であるため、現行総合住民サービスシステム（以下、「現行システム」という。）と連携させた5業務集約システムの開発・構築業務を行う。
選定理由	<p>5システムについては、現行システムとのデータ連携及び共通なセキュリティレベルでの管理・運営が必須であることから、現行システム運用保守事業者へシステムの開発・構築を委託することにより、短期間かつ経済的にセキュリティ対策及び業務改善を図ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生体認証を含む二要素認証によるシステムログイン及び端末からの書出し制御を行う必要がある。現行システムで実装運用中のログイン認証及び書出し制御の仕組みを利用することにより実装することができるため、個別調達にかかる経費の二重投資を防ぐことができる。 2 現行システムの住民情報及び税情報との連携については、職員が紙又は電子媒体で行っているため、業務負担が大きく、データ紛失等のリスクもあるが、現行システム運用保守事業者が開発・構築することで外部に個人情報等のデータを書出さずにシステム間連携することができる。 3 現行システムとは別の端末（個別端末又は全庁LAN）又は紙で情報を管理しているため、区民及び関係機関からの問合せにも迅速な対応ができず、職員の負担が大きかったが、端末及びプリンタを共有することにより、同一端末内でのシステム閲覧や出力業務等が可能となり、情報を一元的に管理することができる。 4 各課で異なったセキュリティ要件等により管理されていたシステムをIT推進課で統一的に管理することにより、全庁で同じセキュリティ対策を行うことができる。 <p>上記理由により、本業務については、現行システム運用保守事業者である下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	社名：株式会社 電算 住所：長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6

契約年月日	令和 2年 4月 / 日
※ 契約金額	440,258,200 円 (消費税を含む)
契約期間	令和2年4月1日から 令和3年9月30日
担当課	政策経営部 IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

733

件名	貸出し用タブレットPC 設定変更業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概要	新型コロナウイルス感染症防止対策に係る緊急事態宣言による臨時休業の延長により、Microsoft Teams を活用し、学校と家庭をオンラインで結ぶ遠隔授業を行うことに伴い、生徒の学習環境を確保するため、本校が保有するタブレット型パソコン（リース品）を各家庭にて使用可能なように設定を施す。
選定理由	<p>本件貸出し用タブレットPCは、平成29年度に実施したリプレイス（平成30年2月23日付29千中等シ発第555号）によって導入したが、ICT教育システム構築及びサーバ・ネットワーク機器等更新業務（平成31年3月18日付30千中等シ発第680号）で、サーバシステムの構築、ネットワークの配線および本件貸出用タブレットを含む機器等の設定作業を下記事業者が行った。</p> <p>本件貸出し用タブレットPC 設定業務は、ICT教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システムの構築・設定した業者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存のシステム運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	所在地：東京都江東区東陽二丁目3番25号 名 称：株式会社内田洋行
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 28 日
※ 契約金額	2,552,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日までを最長期日とする
担当課	九段中等教育学校経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。